

を代表する。

- 5 委員長に事故があるときは、委員長が幹事の中からあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 幹事は、部の区分に従い、推薦管理会の事務を分掌する。

(幹事会)

第2条 推薦管理会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長及び幹事をもって組織する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推薦管理会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦管理会に詰って定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 日本学術会議選挙管理会規則（昭和27年日本学術会議規則第1号）は、廃止する。

日本学術会議法より抜萃

第18条 科学者により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体は、次に掲げる要件を備えるときは、規則で定めるところにより、日本学術会議に登録を申請することができる。

- 1) 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。
- 2) 学術研究の向上発達を図るために活動が引き続き3年以上で規則で定める期間を超えて行われていること。
- 3) 規則で定める数以上の科学者が構成員であること。
- 4) その他活動状況又は構成に関する事項で規則で定

めるもの。

- 2 前項の規定により登録を申請する場合には、同項の団体は、その目的とする学術研究の領域と関連する研究の領域の研究連絡委員会（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を届け出なければならない。
 - 3 日本学術会議は、登録を申請した第1項の団体が同項各号に掲げる要件を満たすものであるときは、その名称、目的、前項の規定による届出に係る研究連絡委員会（以下「関連研究連絡委員会」という。）その他規則で定める事項を登録するものとする。
 - 4 日本学術会議は、前項の規定による登録を受けた第1項の団体（以下「登録学術研究団体」という。）が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その登録を抹消するものとする。
- 第22条の3 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に関して必要な事項は、規則でこれを定める。

◇ 7月の天文暦 ◇

日 時	記	事
3 8	月	最近
3 15	地 球	遠日点通過
6 6	上 弦	
7 7	小 暑	(太陽黄経 105°)
13 11	望	
14 13	土 星	留
16 11	冥王星	留
18 23	月	最遠
21 13	下 弦	
23 1	大 暑	(太陽黄経 120°)
28 21	朔	
30 21	月	最近

(今月は「私と天文学」はお休みさせていただきました。)

